

## 徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市地域福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画案の審議及び決定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (幹事会)

第6条 連絡会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 地域福祉計画案の作成に関すること。
  - (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、保健福祉部副部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

連絡会

職 名
企画政策局次長
総務部行政管理総室長
総務部副部長
財政部副部長
財政部税務事務所長
市民環境部副部長
保健福祉部副部長
保健福祉部福祉事務所長
保健福祉部子ども・子育て推進総室長
経済部副部長
都市整備部副部長
土木部副部長
危機管理局次長
消防局次長
会計管理者
教育委員会教育次長
上下水道局次長
交通局次長
病院局次長

別表第2 (第6条関係)

幹事会

職 名
市民生活課長
市民協働課長
市民環境政策課長
保健福祉政策課長
保健センター所長
保険年金課長
介護保険課長
障害福祉課長
高齢福祉課長
生活福祉第一課長
生活福祉第二課長
子ども企画課長
子育て支援課長
子ども施設課長
経済政策課長
防災対策課長
教育委員会総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会青少年育成補導センター所長
教育委員会社会教育課長
教育委員会スポーツ振興課長